

岩手県告示第118号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和6年2月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和5年10月16日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社平泉通信土木
 - イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町長島字生江田24番地4
 - ウ 代表者の氏名 千葉伸
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第2009号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和5年10月16日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和5年10月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社港建設
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町船越第6地割32番地93
 - ウ 代表者の氏名 港栄樹
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般特－1）第8121号
 - (3) 処分の内容 解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和5年10月20日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和5年10月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社川村造園
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町山屋字山口77番地
 - ウ 代表者の氏名 川村和子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第9570号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和5年9月22日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和5年9月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社岩電
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市開運橋通4番10号
 - ウ 代表者の氏名 畑基弘
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般特－1）第20376号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年9月7日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和5年11月29日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社モリオカ技工

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ二丁目4番27号

ウ 代表者の氏名 及川孝祐

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第20892号

(3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年11月10日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和5年9月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社福德建設

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市川目町13番13号

ウ 代表者の氏名 佐々木理江

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第21102号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年9月7日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和5年9月11日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社テクニカ総合設備

イ 主たる営業所の所在地 花巻市諏訪町一丁目2番地7

ウ 代表者の氏名 佐藤俊也

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第40229号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年9月11日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和5年11月30日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社翔建設

イ 主たる営業所の所在地 花巻市松園町373番地12

ウ 代表者の氏名 菊池譲

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第40231号

(3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年11月29日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 令和5年10月25日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 奥州タイル商会株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢佐倉河字東高山256番地1
- ウ 代表者の氏名 大久保隆
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第60189号

(3) 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年10月23日付けでタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 令和5年9月22日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 高賢工業
- イ 主たる営業所の所在地 大船渡市立根町字田ノ上32番地7
- ウ 代表者の氏名 高橋賢二
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-31)第90044号

(3) 処分の内容 大工工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年9月21日付けで大工工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 令和5年9月22日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 桂組
- イ 主たる営業所の所在地 大船渡市立根町字細野3番地11
- ウ 代表者の氏名 栗村義也
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第90068号

(3) 処分の内容 土工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年9月21日付けで土工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 令和5年9月20日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 太産商事株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 大船渡市盛町字内ノ目22番地16
- ウ 代表者の氏名 金子幸男
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第90130号

(3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年9月19日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 令和5年11月17日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社はやし工業
- イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町阿子木第12地割33番地230
- ウ 代表者の氏名 十文字健助

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－1）第140147号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年11月10日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。